

## 令和7年度恵庭市教育委員会会議(3月定例会)会議録

日 時	令和8年3月6日(金) 開会17時00分 閉会18時00分																						
会 場	市役所 3F 301・302会議室																						
出席委員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">教育長</td> <td>岩 淵 隆</td> </tr> <tr> <td>教育長職務代理者</td> <td>土 谷 秀樹</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>福 屋 栄人</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>白 崎 亜紀子</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>中 山 舞</td> </tr> </table>	教育長	岩 淵 隆	教育長職務代理者	土 谷 秀樹	委 員	福 屋 栄人	委 員	白 崎 亜紀子	委 員	中 山 舞												
教育長	岩 淵 隆																						
教育長職務代理者	土 谷 秀樹																						
委 員	福 屋 栄人																						
委 員	白 崎 亜紀子																						
委 員	中 山 舞																						
会議出席者	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">教育部長</td> <td>狩 野 洋一</td> </tr> <tr> <td>教育部次長</td> <td>山 口 晃弘</td> </tr> <tr> <td>教育総務課長</td> <td>藤 野 真一郎</td> </tr> <tr> <td>教育総務課主幹</td> <td>前 川 豊志</td> </tr> <tr> <td>教育支援課長</td> <td>横 山 真澄</td> </tr> <tr> <td>社会教育課長</td> <td>黒 氏 優子</td> </tr> <tr> <td>学校給食センター長</td> <td>斉 藤 喜代彦</td> </tr> <tr> <td>読書推進課長</td> <td>和 合 智子</td> </tr> <tr> <td>郷土資料館長</td> <td>高 野 隆司</td> </tr> <tr> <td>教育施設課長</td> <td>塚 野 憲</td> </tr> <tr> <td>教育総務課主査</td> <td>小 井 裕介</td> </tr> </table>	教育部長	狩 野 洋一	教育部次長	山 口 晃弘	教育総務課長	藤 野 真一郎	教育総務課主幹	前 川 豊志	教育支援課長	横 山 真澄	社会教育課長	黒 氏 優子	学校給食センター長	斉 藤 喜代彦	読書推進課長	和 合 智子	郷土資料館長	高 野 隆司	教育施設課長	塚 野 憲	教育総務課主査	小 井 裕介
教育部長	狩 野 洋一																						
教育部次長	山 口 晃弘																						
教育総務課長	藤 野 真一郎																						
教育総務課主幹	前 川 豊志																						
教育支援課長	横 山 真澄																						
社会教育課長	黒 氏 優子																						
学校給食センター長	斉 藤 喜代彦																						
読書推進課長	和 合 智子																						
郷土資料館長	高 野 隆司																						
教育施設課長	塚 野 憲																						
教育総務課主査	小 井 裕介																						
議題及び議事の概要	別紙のとおり																						
会議の傍聴を許可された者	1名																						
議事録署名委員	白崎 亜紀子																						

# 令和7年度恵庭市教育委員会会議(3月定例会)結果表

令和8年3月6日(金) 17時00分開会

18時00分閉会

会場:市役所 3F 301・302会議室

事案番号	件名	議決結果
議案第1号	恵庭市教育委員会事務局事務決裁規程の一部改正について	原案可決
議案第2号	第6期恵庭市生涯学習基本計画について	原案可決
議案第3号	恵庭市青少年宿泊研修施設設置条例施行規則の一部改正について	原案可決
議案第4号	補正予算について	原案可決
協議1	恵庭市小中一貫教育基本方針(案)について	協議済み
協議2	第四次恵庭市教育大綱(案)について	協議済み
報告1	恵庭市立学校教職員に係る時間外在校等時間(令和7年10月~12月)の公表について	報告済み
報告2	鈴木吾郎氏による美術品(彫刻作品)の寄贈について	報告済み
報告3	学校給食費の抜本的な負担軽減(いわゆる給食無償化)について	報告済み
報告4	恵庭市立図書館改修基本計画(案)について	報告済み

## ○会議出席者

岩淵教育長

教育委員:土谷委員、福屋委員、白崎委員、中山委員

事務局 :狩野教育部長、山口教育部次長、藤野教育総務課長、前川教育総務課主幹、横山教育支援課長、黒氏社会教育課長、斉藤学校給食センター長、和合読書推進課長、高野郷土資料館長、塚野教育施設課長、小井教育総務課主査

# 議 事 録

開会 17時00分

- 教 育 長            只今より教育委員会を開催いたします。初めに日程1、議事録署名委員の指名について事務局をお願いします。
- 事 務 局            今回会議の議事録署名委員は、白崎委員をお願いします。
- 教 育 長            よろしいでしょうか。
- 委 員                ( 承認 )
- 教 育 長            次に日程2、前回会議録の承認について事務局をお願いします。
- ( 事務局から前回の議事録について報告 )
- ただいまの記録のとおり承認するということによろしいですか。
- 各 委 員            ( はいの声 )
- 教 育 長            続いて日程3、議案に入ります。  
                      恵庭市教育委員会事務局事務決裁規程の一部改正について、事務局よりお願いいたします。
- 事 務 局            議案第1号恵庭市教育委員会事務決裁規定の一部改正について説明いたします。  
                      今回の事務決裁規程の一部改正は、恵庭市高等学校等奨学金支給条例が制定され、それに伴いその際に基金条例も一部改正し、それまであった教育委員会の事務決裁規程にある高等学校等入学準備金基金に関しての事務と、この度の奨学金に関してのものと合わせて、高等学校等就学支援基金として取り扱うこととし、それに合わせて事務決裁の規程を改正するものであります。  
                      よろしくご審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願いいたします。
- 教 育 長            ただ今の議案第1号について、ご質疑等はございますか。
- 委 員                「入学」を「就学」というように置き換えたということですか。
- 事 務 局            はい、おっしゃるとおりです。
- 教 育 長            入学準備金というものがあって、今回新たに奨学金を合わせて、このような名称にしたということです。

委員 就学という言葉が適切なかわからないのですが、少し調べたら就学というのは主に義務教育、小学校・中学校に対して使われるような記載があったのですが、今回高等学校ということで、言葉としていいものかどうかよくわかりませんでした。「就学は主に義務教育、小学校・中学校に入って教育を受けることやその状態を指し、」という文言があって、言葉として適切なかどうかということを確認した方がいいのかなと思いました。

事務局 文科省の方も高等学校等就学支援金ということで制度化しているということもございます。厳密には最適ではないのかもしれませんが、一般的には使用可能な範囲で問題ないのかなと考えております。

委員 わかりました。

教育長 その他、ありますか。

各委員 (なしの声)

教育長 なければ、以上で議案第1号について終了いたします。  
次に、議案第2号第6期恵庭市生涯学習基本計画について、事務局よりお願いいたします。

事務局 私からは議案第2号第6期恵庭市生涯学習基本計画についてご説明申し上げます。5ページをご覧ください。12月の教育委員会ですすでにご協議いただいたものございます。あの後に追加したページをご説明したいと思います。まず、7ページをご覧ください。7ページに「“あい”広がる 未来へ ～であい・学びあい・育ちあい」の実現に向けて、教育長の挨拶を追加してございます。次に11ページをご覧ください。前回イメージ図が抜けておりましたが、生涯学習のイメージ図を追加しております。次に12ページをご覧ください。「いまの時代に求められている生涯学習」のイメージ図が抜けておりましたが、「日本社会に根ざしたウェルビーイング」のイメージ図を追加したものです。それから20ページをご覧ください。こちらが「実現に向けた方向性」の基本目標となっております。この計画の根幹部分になります。「基本目標1“であい”を支える」、「基本目標2“学びあい”の環境をととのえる」、「基本目標3“育ちあい”へとひろがる つながりを育む」となっておりまして、次のページに計画の体系図を示しております。こちらは前回と変わりはありません。次に34ページ以降をご覧ください。こちらは資料編となっております。第6期恵庭市生涯学習基本計画の策定に関わった方々のお名前や経緯、35ページには主な社会教育関係施設の一覧、36ページには社会教育関連補助金等について追加がございます。その後、37ページからは関連用語の説明となっております。こちらが本題として第6期恵庭市生涯学習基本計画となっておりますが、表紙案が抜けているかと思ひます。本日机上に表紙案をご用意しておりますので、ご覧ください。こちらが表紙案、それから後ろの部分が裏表紙と見返しのございます。以上簡単ではありますが、私からの説明は以上となります。よろしく承認いただきますようお願いいたします。

教育長 ただ今の議案第2号について、ご質疑等はございますか。

委 員                    これは最終的に冊子になって配布されるということでしょうか。

事 務 局                    この後承認いただければこちらが最終的にこのままこの冊子ということになります。その他に概要版として三つ折りのものを委員さんの方にお配りしたいと考えております。

委 員                    先程、資料編の写真が良いなと思いました。ここがもう生涯学習を表しているようないい資料だと思います。

教 育 長                    ほんとにいい写真ですね。このイラストがかわいらしいと思います。

事 務 局                    このイラストですけれども、後ろのページにご氏名がございますが、表紙デザインが生涯学習推進協議会委員の水野みどりさん、表紙イラストはカルカ エリアナさんという市内の外国から来ている小学生の作品となっております。

教 育 長                    その他、ありますか。

各 委 員                    ( なしの声 )

教 育 長                    なければ、以上で議案第2号について終了いたします。  
次に、議案第3号 恵庭市青少年宿泊研修施設設置条例施行規則の一部改正について、事務局よりお願いいたします。

事 務 局                    私から恵庭市青少年宿泊研修施設設置条例施行規則の一部を改正する規則について説明いたします。41ページをご覧ください。ニュース等でお聞きになった方も多いかとは思いますが、北海道宿泊条例が今年の4月1日に導入されることが決まっております。それに伴いまして、青少年宿泊研修施設でも道の条例に従い、100円ですが別途徴収する場合があります。それにより規則の一部を改正するものでございます。基本的にはあまり変わらないのですが、42ページをご覧ください。様式のみ変更がかかる予定となっております。北海道宿泊税ですが、学校が主催する修学旅行その他の学校行事に該当する場合は課税されないということですので、課税対象かどうかを判断する項目をこちらで示しております。様式第1号と第2号、第4号について同じような項目を入れております。こちらの措置ですが、4月1日に宿泊した人から発生する税となっております。それに伴いまして、経過措置がございまして、45ページをご覧ください。経過措置「この規則による改正後の恵庭市青少年宿泊研修施設設置条例施行規則の規定は、令和8年4月1日以後の宿泊に係る申請について適用し、」というものがこちらに文言として記載されております。その後ろ側ですが、参考資料として恵庭市青少年宿泊研修施設にかかわる北海道宿泊税の徴収についての資料がございましてご覧ください。徴収方法及び北海道への納入方法ですが、宿泊者には従来どおり施設使用料のための納入通知書と、北海道宿泊税のための納入通知書の二通を別途発行する予定となっております。施設料は歳入、北海道宿泊税は歳入歳出外にそれぞれ納入し、歳入歳出外にある北海道宿泊税を3ヶ月に一度、北海道の指定口座に納入する形となっているものです。導入にかかる今後の予定ですが、本教育委員会の改正で決まりましたら4月1日に施行される予

定となっております。

簡単ではありますが、私からの説明は以上となります。  
議決賜りますようよろしくお願いいたします。

教 育 長                   ただ今の議案第3号について、ご質疑等はございますか。

委       員                   この様式第1号・第2号・第4号を「次のように改める」とあるのですが、どこをどの  
ように変えたのかわからないので教えてください。

事 務 局                   様式の中の「北海道宿泊税課税免除対象」という表がございまして、ここに学校  
が主催する修学旅行その他学校行事に該当する場合はチェックをつけていただく  
というもので、そこにチェックするための行が増えました。

教 育 長                   その他、ありますか。

各 委 員                   （なしの声）

教 育 長                   なければ、以上で議案第3号について終了いたします。  
次に、議案第4号補正予算について、事務局よりお願いいたします。

事 務 局                   私からは、議案第4号補正予算についてご説明いたします。  
49ページの補正予算説明資料をご覧ください。

恵明中学校防火シャッター改修事業ですが、本事業につきましては、当初、令和8  
年度予算での実施を予定しておりましたが、この度、文部科学省の補助金について  
前倒しでの採択が得られる見込みとなりました。これを受け、事業を円滑に開始する  
ため、令和7年度予算において補正予算を計上するものでございます。

なお、本件は令和7年度中に予算措置を行い、その全額を令和8年度に繰り越し  
した上で、当初の計画どおり令和8年度に工事を実施する予定となっております。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、このとおり第1回定例会にて補正予算案  
として提出したいことから、ご審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上  
げます。

教 育 長                   ただ今の議案第4号について、ご質疑等はございますか。

委       員                   防火シャッター本体の取り換えですか。それともシステムそのものも含めてでしよ  
うか。

事 務 局                   本体の交換になります。設置して30年ほど経過しておりまして、老朽化してしま  
す。シャッターを投下する機能が落ちてきましたので、シャッター本体を撤去して更新  
するという工事になります。

委       員                   工事は休み中に行うのでしょうか。

事 務 局                   そうですね。基本的には休み中に行うこととなります。階段部分にありますので、通

常時ですと通行に支障が出てしまうので、基本的には休み期間中に計画しております。

委員 学校を使っている時に防火シャッター改修となると、もし何かあった時に使えない状態になることは避けるような行程になっているのではないかなと思います。

事務局 基本的には生徒がいない時間に実施することを考えております。

教育長 これは一箇所ですか。何枚もあるものですか。

事務局 複数枚あります。西側の階段のところにあるシャッターになります。

教育長 その他、ありますか。

各委員 (なしの声)

教育長 なければ、以上で議案第4号について終了いたします。  
続いて、日程4協議に入ります。

協議1は、恵庭市小中一貫教育基本方針(案)について、です。事務局から説明をお願いします。

事務局 恵庭市小中一貫教育基本方針の案についてご説明させていただきます。  
協議事項の5ページをご覧ください。

始めに小中一貫教育について、これまでの議論の経緯を確認させていただきたいと思いますが、10月の教育委員会において素案を一度お示しし、その際にいただいたご意見等を踏まえて修正し、改めて2回目の素案を12月の教育委員会においてご説明させていただきました。この度お示しする案は、内容的に12月での協議を受けて特段修正する箇所がございませんでしたので、その修正した素案でご確認いただいたものと同じものを、この度最終的な案としてお示ししています。

ですので、改めて詳細なご説明は割愛させていただきますが、今後については来週11日の総務文教委員会において、この案を報告するとともに、その後、年度内には成案とすることで事務手続きを進めて参ります。

また、12月の教育委員会でもいただいたご意見として、小中一貫教育について、保護者に対して「わかりやすさを届けながら進めていっていただきたい」といったご意見がございましたので、啓発用のリーフレットを作成し、そのリーフレットは前回の教育委員会にて提供させていただきましたが、この間、年度末に向けて各学校で開催された年度内最後の学校運営協議会の場に足を運び、お時間をいただきまして、小中一貫教育の内容と恵庭市が導入に向けて動いていることを学校関係者や地域の方に情報提供させていただいたところです。

委員の皆様には、本方針の内容はもとより、方針に基づいた一貫教育に向けた取組みを進めていくことについて、よろしく承認賜りますよう、お願い申し上げます。

教育長 ただ今の協議1について、ご質疑等はございますか。

各 委 員

( なしの声 )

教 育 長

なければ、以上で協議1について終了いたします。  
次に、協議2第四次恵庭市教育大綱(案)について、事務局よりお願いいたします。

事 務 局

それでは、私から第四次恵庭市教育大綱の案についてご説明させていただきます。

協議事項の24ページをご覧ください。

1月の教育委員会にて、教育大綱の素案をお示しし説明させていただき、その一週間後に開催された総合教育会議にて改めてご審議いただき、ご意見をいただいたところです。

この度お示した案は、1月の総合教育会議でいただいたご意見を反映し、修正したのになりますが、具体的には3箇所ほど修正されていますのでご説明いたします。

25ページの目標2の基本方針が二つありますが、一つ目の「子どもの発達段階に応じた」とありますが、素案ではここが「子育て期の保護者のライフステージ」となっていたところを「子どもの発達段階に応じた」と修正いたしました。

もう1箇所は、同じ基本方針の中の最後の行に「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な推進に努めます」とありますが、素案では「一体的な推進に努める」というところが、「実現に努めます」としてましたので、「実現に努める」という表現を「一体的な推進に努める」と表現を修正しました。

もう1箇所は、これも同じ基本方針の中ですが、「令和の日本型学校教育」とありますが、その補足説明があったほうがいだろうというご指摘を受け、同じページ内の最後に脚注という形で補足説明を追記しました。

素案からの修正点は以上になります。

また、総合教育会議以降、1カ月ほどパブリックコメントの期間を設けましたが、素案に修正が加わるようなご意見はありませんでしたが、教育大綱に対して1件コメントが寄せられ、先ほど修正で説明した基本方針の文中に、「小中一貫教育を推進し」という文言がありますが、そこを受けてのコメントかと思いますが、島松地区について言及し、「現在、小学校・中学校の設置している場所は街中ではなく、他の校区より移動距離もあり、今後も見据えて島松中心部(恵庭北高校付近)に設立は如何でしょうか」というようなご意見が寄せられ、直接大綱の内容に関わるような観点ではありませんでしたが、そのようなご意見をいただきました。

第4次教育大綱の素案の内容については以上ですが、今後の予定としては、来週11日の総務文教常任委員会に報告し、その後、ご案内しています今月16日の総合教育会議にて最終的なご審議、ご確認をいただき、成案の運びとなる予定であります。

説明は以上になります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

教 育 長

ただ今の協議2について、ご質疑等はございますか。

委 員

表記についてですが、26ページの目標4に「ウェルビーイング」とあるのですが、生涯学習基本計画では「ウェルビーイング」となっておりましたので、揃えた方がいいの

かなと思いました。

教 育 長            その他、ありますか。

各 委 員            ( なしの声 )

教 育 長            なければ、以上で協議2について終了いたします。  
                         続いて、日程5報告に入ります。  
                         報告1は、恵庭市立学校教職員に係る時間外在校等時間(令和7年10月~12月)の公表についてです。事務局から説明をお願いします。

事 務 局            私のほうから、報告1恵庭市立学校教職員に係る時間外在校等時間(超過時間)についてご報告いたします。  
                         市教委では、「恵庭市立学校における働き方改革推進計画」において、教職員の時間外在校等時間の目標を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内としているところであります。  
                         本日お示しいたしましたのは、昨年10月から12月までの小中学校別の時間外在校等時間となっております。この3か月の超過時間の平均は、小学校においては25時間14分、中学校においては43時間15分、小中学校をあわせた時間外在校等時間の平均は、31時間49分となっており、目標である45時間以下を小中ともに下回り、昨年度の同時期に比べましても若干ではあります、下回りました。  
                         ただ、月ごとで見ますと、例えば10月は中学校5校のうち、4校は45時間を超えている状況であります。  
                         市教委としましても、引続き教職員の働き方改革を進め、時間外が少しでも減少するよう取組みを進めて参りたいと考えております。  
                         以上、簡単ですが、報告とさせていただきます。

教 育 長            ただ今の報告1について、ご質疑等はございますか。

委 員                PTAの経験であったり、今地域コーディネーターをさせていただいているのですが、その中でそういった活動に参加してくれる方達が、子ども達のためにというのが第一なのですが、その次に働き方改革というのを皆さん知っていて、先生や学校のためになるのであれば、ということで参加してくれる方もたくさんいらっしゃいまして、保護者や地域の方と学校を支える形で自分達も何かできるのであれば、という声が今回地域コーディネーターをする中で聞こえてきたので、これから私達ができることがあるのであれば考えていきたいなと思いましたので、ご報告させていただきます。

事 務 局            大変うれしい感想と状況を教えていただきありがとうございます。学校の方としましても、学校運営協議会等で学校の実情をお伝えして、地域に率直に協力を求める姿勢を感じています。それに呼応するように地域の方もそのように受け止めていただいているようなお話でしたので、そのようなこともそういった場を借りながら、地域の声を共有していきたいと感じました。

教 育 長            地域の方にそう思っただけなのがコミュニティ・スクールであり、地域コーディネ

ネーターのおかげなのかなと思います。

事務局 常々コミスクカフェの中でも同じようなお話もいただいておりますので、是非教育委員会の方でもそういった参加できるような仕組みを考えていきたいと思ひます。

教育長 ただ、いつまでたっても時間外勤務が減らないと疑問に感じる人もいるところですので、教育委員会としても学校としても、できる限りのことをやっていく必要があるのかなと思ひました。引続きよろしくお願ひいたします。

委員 昨年の報道で、小中学校の教職員の時間外の報告が正確に報告されていないのが7割あったという報道があったのですが、その点、恵庭市では大丈夫なのかと心配しているところですが、いかがでしょうか。

教育長 報告の仕方もいろいろあると思ひますが、恵庭市の報告の仕方、時間の取り方について説明してください。

事務局 教職員の勤務時間の把握の仕方としては、学校で出勤された時の、出勤管理にかかるパソコンの出勤時と退勤時の時間のログをおこしていただき、それを月ごとに教育委員会に数字として実績をあげていただいたものが、今日お示ししているような形の数字として整理して提示しております。一人ひとり教職員の出退勤の電子的な記録を元に残しております。

教育長 先生方があえて改ざんすることはないと思ひますが、そういった面ではどうでしょうか。

事務局 電子データについては、C4thというシステムを使って勤務時間を管理しているものですから、先生方が入ってパソコンを立ち上げて出勤しましたとなり、退勤する時にワンクリックして帰ると自動的に時間が残るといふ仕組みになります。それを改ざんする教職員はいないと思ひますし、改ざんしても良いことはありません。稀に打刻を忘れる先生がいた時に、ちゃんとするように指導することはありましたが、改ざんということはないと思ひます。

教育長 自治体や学校によっては、タイムカード方式のところもあれば、手書き方式のところもありますし、様々だと思ひます。そのような中で、恵庭市においては立上げから帰る時までのパソコンでの管理をしているものですから、そう心配されることはないのかなと思ひます。

その他、ありますか。

各委員 (なしの声)

教育長 なければ、以上で報告1について終了いたします。

続いて報告2は、鈴木吾郎氏による美術品(彫刻作品)の寄贈についてです。事務局よりお願ひいたします。

事務局 私からは報告2鈴木吾郎氏による美術品の寄贈についてご説明いたします。5ページをご覧ください。彫刻作家鈴木吾郎氏より、令和8年2月11日付で寄附申出書が提出されました。鈴木氏は「自分の作品によって、恵庭市民の皆さまの心を豊かにし、生きる励みにしていただきたい」との想いがあり、令和6年度から令和8年度までの3か年に渡る寄贈の申し出を承っております。昨年度は38作品でしたが、2年目の本年度は、彫刻作品等47作品の寄贈のお申し出があったところです。経歴等につきましてはこれまでもすでに報告しておりますので、割愛させていただきます。次のページをご覧ください。今後の予定でございますが、令和7年度に寄贈式を、3月16日(月)13:30から市役所の応接室にて行う予定となっております。令和8年度と令和9年度は、作品の展覧会を今後していく予定となっております。

簡単ではありますが、以上です。

教育長 ただ今の報告2について、ご質疑等はございますか。

委員 3年間にわたって寄贈ということで、今年度47作品ということですが、来年度も同規模程度の寄贈があるのでしょうか。

事務局 鈴木氏の方からは、最初は全部一年でいっぺんにとおっしゃっていたのですが、全部なくなってしまうと少しさみしくなるというお気持ちのようで、今の予定では同規模よりも若干多い予定ではあるのですが、もしかすると変更になる可能性もあります。

委員 去年、展覧会も見に行ったのですが、素晴らしい作品ばかりで、今回47作品で来年同規模であったら100点以上の作品が寄贈になるということで、それをどのように市民の方に見ていただくかという活用の仕方というのはどのように考えておりますか。

事務局 令和8年度につきましては、美術品をそのまま眠らせておくのももったいないということがございまして、文化協会や文化に興味のある方々などと一緒に、文化を語る会などを実施しながら今後作品についてどういった展示方法がいいのか、保管がいいのかや、活用方法についても協議していきたいというように考えております。

委員 希望ですが、常設できるようなスペースがあって、皆さんの目に触れるようになっていくとすごくいいのかなと思うのですが、できればそのような努力をしていただけたらと思います。

事務局 現在ですと2週間くらいの企画展ですとか、昨年ですと鈴木吾郎さんの作品を巡るバスツアーだったり、そういったことしかできないところで、次年度の作品の寄贈の予定もありますので、100点以上となると、今度は保管場所の問題もありまして、そういったものも含めて、常設展示ができるような場所が必要なのかも含めて、文化協会や美術協会、文化を語る会の方のご意見を聴きながら、常設展示になりますとそこを運営する人的なパワーも必要ですので、どのような運営の仕方が必要なのかも含めて検討して参りたいと思います。

教育長 その他、ありますか。

各 委 員

( なし の 声 )

教 育 長

なければ、以上で報告2について終了いたします。  
続いて報告3は、学校給食費の抜本的な負担軽減(いわゆる給食無償化)についてです。事務局よりお願いいたします。

事 務 局

私からは報告3学校給食費の抜本的な負担軽減(いわゆる給食無償化)についてご報告いたします。

資料7ページから13ページまでとなります。

最初に「1. 小学校給食費の保護者負担軽減について」ご説明いたします。

来年度、国により創設予定であります『給食費負担軽減交付金』ですが、5月1日現在の児童数に、基準額であります5,200円と11カ月を乗じて求められる金額が交付予定となります。

8ページの参考資料1-1をご覧ください。ここでは資料作成時の児童数であります3,347人を使用し、計算しますと1億9,144万8,400円が交付予定となります。

棒グラフの左側に国無償化5200円と記載しています部分ですが、学年ごとに計算し、合計金額を右側に記載してございます。

支援額で充当しきれない部分ですが、令和7年12月時点での物価上昇率を考慮いたしました実質の給食費が、グラフの最上段に記載している金額となり、およそ2億3447万円と試算いたしました。

続きまして、「2. 中学校給食費の改定及び保護者負担の軽減」につきましてですが、今年度は1食あたり337円を保護者負担として給食費をいただいております。

令和7年5月28日、恵庭市学校給食センター運営審議会により答申をいただき、中学生につきましては、1食あたり408円の食材価格により給食を実施することが妥当という意見をいただきました。併せて保護者負担については配慮いただきたいという意見もいただきました。

意見を受けまして、保護者負担軽減として、3年間で改定後の金額である408円から現在の金額である337円を差し引いた差額71円を3年かけて上乗せし、来年度については337円に71円の3分の1である23円を上乗せした360円を、令和8年度の保護者負担として中学校給食費の改定を行いたいと考えております。

9ページの参考資料1-2をご覧ください。

実質の食材費について、昨年12月に物価上昇率を加味し積算したところ、1食あたり459円の見込みとなっております。グラフの最上段が実質の食材料費を表しています。

保護者負担額360円で賄いきれない部分であります、実質食材費の459円から差し引いた99円分、総額約3,470万円については、市費より補填の上保護者負担の軽減を図りたいと考えております。

最後に教職員の給食費についてですが、資料に記載していますが、小学校で勤務する教職員につきましては無償化の対象外となりますことから、1食あたり333円を徴収させていただきます。

中学校に勤務する教職員につきましても、保護者負担軽減対象外のため、1食あたり408円を徴収させていただきます。

10ページから12ページまでの参考資料2につきましては、新年度の主食、牛乳、副食の見込み単価を試算した資料、13ページの参考資料につきましては、給食費

の推移、保護者負担額の推移、補給金の推移を表に表した資料でございます。  
私からは以上です。

教 育 長           今の説明があったとおり、金額の差額について市が予算化して負担するという  
ことになります。小学校については完全に無償化する、中学校については、その差額を3  
年間かけて負担軽減していくということですが、3年間かけても追いつかないとい  
うことですね。

事 務 局           はい、現在物価上昇が継続している状態ですとそうなります。

教 育 長           ということは、またいずれ是正していかなければならないということになります。前  
3年かけて給食費を改定したのはいつでしたか。

事 務 局           平成31年度から3年間かけて行いました。

教 育 長           そのような経緯もありました。案外、管内他の市町村はいっぺんに上げたりもし  
ます。例えば他市では小学校も無償化にしない、差額をいただきます、というよう  
な自治体それぞれ考え方がありますが、恵庭についてはそういう配慮をしながら進  
めていきますよということです。

教 育 長           その他、ありますか。

各 委 員           （なしの声）

教 育 長           なければ、以上で報告3について終了いたします。  
続いて報告4は、恵庭市立図書館改修基本計画（案）についてです。事務局より  
お願いいたします。

事 務 局           恵庭市立図書館改修基本計画（案）についてご説明いたします。  
資料は15ページの概要版をご覧ください。

この計画（案）は12月の教育委員会にて中間報告を行っております。中間報告  
では、各諸室の活用方針をまとめ、共用や狭隘化を想定する諸室があるという課題  
を把握し、学習スペースやカフェ等の複合的な交流空間といった新たな機能を付加  
した上で、これまで有している諸室の機能を支障なく運用するためには、一定の増  
築を行うことが必要であるということまでの報告をしておりました。

4の3の整備計画案をご覧ください。整備計画案としては、内部改修に加え、新  
たな増築部分を設けることで機能を強化する増築の整備計画となっております。

16ページをご覧ください。次に、事業費と事業手法についてです。概算事業費は、  
増築案での試算となっております。施設整備費が約9億4千万円、維持管理・運  
営費が約32億3千万円となり、総事業費は約41億7千万円と試算しています。施設  
整備費の約9億4千万円の大半は、5の長期修繕計画に記載のリニューアルを含む  
改修事業費、約9億円です。また、維持管理・運営費には、15年間の維持管理・運  
営費の他、長期修繕計画で試算した15年間の長寿命化費用の約6億1千万円が  
含まれています。

次に、8の事業手法についてです。事業手法については、従来方式・DO方式・DB O方式・PFI方式を比較検討した結果、本事業には「DO方式」が最も適していると評価しました。

DO方式とは、設計と運営を民間事業者に一括委託し、工事は市が発注する方式です。採用の主な理由は3点です。

1点目は、「民間の運営ノウハウを設計に反映しやすく、図書館の魅力向上につながる」ことです。

2点目は、「参加事業者を確保しやすく、実現性が高い」ことです。

3点目は、「定量評価（VFM）でも従来方式より約4.5%の費用削減が見込める」ことです。

最後に、今後のスケジュールについてです。

令和8年度は、公募資料の作成を行います。

令和9年度は、公募により事業者選定を行います。

また、令和9年から10年度にかけて、基本・実施設計を行い、令和11年度に改修工事の後、令和12年から15年間の維持管理・運営となるスケジュールを見込んでおります。

説明は以上となります。

教 育 長                   ただ今の報告4について、ご質疑等はございますか。

委 員                   本編の中身の方を見ると基本計画のイメージがあるのですが、DO方式にした時の発注の仕方として、ある程度こちらからこういう方針で設計をしてくださいというようなお話があつてのDO方式なのでしょうか。

事 務 局                   来年度、要件を整備しまして、その要件を持ってDOの事業者、設計と運営をしていただく事業者の選定をするということになっておりますので、昨年策定をした基本構想、そして今計画案として作っているものを元に要件整備をした上で、その内容にあつたところを提案してくれる設計・運営事業者を募集するということになります。

委 員                   今、恵み野中央公園の改修が始まると思いますが、パークセンターという図書館の隣にありますが、この基本計画の中にもうたっていると思うのですが、実際パークセンターとのつながりはどのような意見として出ているのでしょうか。パークセンターとつなげる運用の仕方を想定しているような記載があつたように思うのですが。

事 務 局                   恵み野中央公園の計画については、資料の28ページに載せております。パークセンターのある側には今図書館には出入口がないので、こちら側に入りにできるようなところを作るということが、計画の中でもあつた方がいいということで落とし込んでおります。

委 員                   そういうことで風除室、出入口を新たに設けているのかなとは思いましたが、具体的な図書館とパークセンターとの関係性など、そういった話は出ているのでしょうか。

事 務 局                   恵み野中央公園の計画を作る時に、市民の方が参加するワークショップが開かれて、私も参加したことがあるのですが、そこでもまだ具体的にはこういうことをしようと

ということではないのですが、図書館に近いエリアは割と静かに、図書館の雰囲気を崩さないような恵み野中央公園のエリア分けをしてくれているような計画になっているのかなと感じております。

委員 恵み野中央公園の方が先にできてしまうので、そのパークセンターの運営の仕方もどうなのかわかりませんが、せっかく図書館のほぼ隣のような場所にあって、施設として連携がうまくできそうな感じもするので、これから図書館の計画、実施設計に入る時にその一体的な運用みたいなことも考えていったらいいのではないかなという感想です。

事務局 構想を作った段階では、まだ恵み野中央公園のパークセンターが出てきていないので、市民の方もイメージできていないのもあると思いますが、構想の時は公園との一体というキーワードはあるのですが、センターまでというのはまだありませんでした。今後ですが、公園の方もまだ運用の仕方も定まっていないというところもありますので、連携の回り方をどう要求水準に落とし込むかというのは、次は要求水準とか契約の流れをアドバイザー契約をしてもらって、こういった民間活力活用ということで事業者からの支援を受けて契約まで結び付けたい思っているのですが、その過程の中で公園の進捗具合も見ながらということにはなるのですが、せっかく両方リニューアルされるので、その魅力を最大限両方で発揮するようなことは意識していきたいと思っております。

教育長 その他、ありますか。

各委員 (なしの声)

教育長 なければ、以上で報告4について終了いたします。  
続いて、日程6その他について、事務局よりお願いします。

事務局 今後の教育関連事業についてです。  
年度末年度始めですので、教育委員さんに出席をお願いする事業もたくさんあります。卒業式、総合教育会議、年度始めの教育委員会、教職員の方の新規採用辞令交付式、また入学式まで載せております。また、その合間にも社会教育事業も実施されます。お知らせしているかと思いますが、明日も文化都市創造フォーラムということで、図書館をテーマにした北海道文教大学地域創造研究センターの方での研究成果が発表される機会もありますので、お時間がありましたらご参加いただけたらと思います。私からは以上です。

( 次回の日程確認 )

教育長 その他、全体を通して何かありますか。

各委員 (なしの声)

教育長 以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。

ありがとうございました。

終了